

2026 年度 けいしょう幼稚園重要事項説明書

【総則】

1. 建学の精神

本園は新義真言宗の慶性寺が設立した仏教園です。「生きているものをかわいがり、人のものは奪わず、嘘は言わない」という仏の教えを源にしています。

これからの時代を生きる子ども達の心と身体を豊かに逞しく育てる為には、幼児期こそは大切な基盤づくりの時期であると考えていて「子どもに夢を、子どもに自然を、子どもに逞しさを」と願い、何より子どもが楽しくのびのびと遊べる幼稚園作りをしています。

2. 目的及び運営の方針

- (1) 本園は仏教寺院を前身としておりますので、けいしょう幼稚園が仏教主義であることをご承知おきください。
- (2) 本園は学校教育法第 22 条及び第 23 条に基づき、教育の基礎を培うために 5 領域を意識した活動を行い、心身の発達を助長することを目的とします。
- (3) 本園は学校教育法第 11 条（幼児期の教育）、学校教育法及び子ども・子育て支援法、その他の関係法令を順守して運営します。

3. 本園の概要

園 名	けいしょう幼稚園
園 長 名	小林 司
運 営 法 人	学校法人慶性寺学園
法人代表者名	小林 秀洋
住 所	〒195-0061 東京都町田市鶴川 1-5-2
電 話 番 号	042-708-8787
幼稚園認可年月日	昭和 42 年 7 月 17 日
確認施設適用年月日	令和 3 年 4 月 1 日
園則定員	満 3 歳児 30 名／3 歳児 70 名／4 歳児 70 名 ／5 歳児 70 名
利用定員及び学級数	満 3 歳児 15 名 1 学級／3 歳児 35 名 2 学級／ 4 歳児 35 名 2 学級／5 歳児 35 名 2 学級

4. 入園資格

本園に入園することのできる者は、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とします。

5. 教育年限

本園の保育年限は 1 年、2 年、3 年、4 年とします。

6. 学期

本園では1年を3学期に分けます。

- 1 学期 春期休暇明けの始業式及び入園式から終業式まで(年長組はわくわく DAY 実施日まで)
- 2 学期 夏期休暇明けの始業式から終業式まで
- 3 学期 冬期休暇明けの始業式から卒園式及び修了式まで

7. 教育の提供日

- (1) 本園の保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとします。
- (2) 休園日は次の通りとします。

- ア) 日曜日
- イ) 土曜日 ※行事日は除く
- ウ) 国民の祝日に関する法律（昭和年法律第178号）に規定する休日
- エ) 夏期休園日
- オ) 冬期休園日
- カ) 春期休園日
- キ) その他園長が必要と認めた日

8. 教育時間

午前10時00分から午後2時00分（午前保育は午前11時00分）までとします。

9. 教育内容

本園は、幼稚園教育要領に示された5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現等）及び幼児期に育って欲しい姿のねらいが達成されるように、総合的に保育を行います。

10. 職員組織及び職務内容

職種	員数	職務内容
園 長	1 名	園務をつかさどり、所属職員を監督する
主 任 教 諭	1 名	園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の保育をつかさどる
副 主 任 教 諭	1 名	主任を助け、園児の保育をつかさどる
教 諭	11 名	園児の保育をつかさどる
校 務 員	1 名	園バスの運行、園用務を行う
主 事	1 名	園の運営整理に必用な事務処理、経費処理等を行う
パ ー ト	11 名	園児の保育補助、預かり保育補助、園バス運転及び添乗を行う
園 医	1 名	健康診断、感染症予防に関する助言指導等を行う

園 薬 剤 師	1 名	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、健康相談、保健指導等を行う
園 歯 科 医	1 名	歯科健診、保健指導等を行う
体 操 指 導 員	1 名	園児の体操指導を行う

1 1. 利用の開始及び終了、利用に当たっての留意事項

(1) 入園手続き

入園希望者は所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出する必要があります。

(2) 入園選考

ア) 本園の入園資格を満たす者より入園について申込みがあった時は、次項に掲げる拒む正当な理由がある場合を除き、これに応じます。

イ) 本園は次のいずれかに該当する時には、本園の入園を拒むことができることとします。

①本園の教育方針にご賛同頂けない場合

②利用定員に空きがない場合

③利用定員を上回る利用に申込みがあった場合

④当該入園希望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

※お子様の発育状況等にご心配やご不安なことがある方は、事前にご相談ください。

(3) 利用手続き

入園内定者は本園の利用にあたり、必要な事項を記載した書面を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとします。

1 2. 退園・休園

退園または休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出ることとします。

1 3. 園からの契約解除

次の事由に該当した場合は、文書で保護者に通知することにより、この契約を解除することができることとします。

ア) 保護者が費用の支払いを遅延した場合で、費用の支払い催告期間が経過しても支払いがない時

イ) 保護者が本園の職員または他の保護者や園児に対して、重大な背信行為を行った時

1 4. 教育の記録

本園は、園児の教育・保育内容を記載した諸記録を作成し、保育期間終了後 5 年間保存します。
なお、保存期間が経過した際には守秘義務にのっとり破棄します。

1 5. 緊急時における対応方法

- (1) 本園は保育中に、園児の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに園児の保護者等に連絡すると共に、嘱託医または園児の主治医等に相談する等の措置を講じます。
- (2) 保育中に事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。
- (3) 本園は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すると共に、事故発生の原因を解明及び振り返りを行い、再発防止の為の対策を講じます。
- (4) 再発防止の為の対策については、必要に応じて保護者に通知します。

1 6. 非常災害対策

本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者または火気・消防についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すると共に、年3回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を行います。

1 7. 秘密保持

- (1) 全ての職員は正当な理由なく、教育・保育を提供する上で知り得た園児、保護者及びその家族に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は保育期間終了後も同様とします。
- (2) 前項の定めに関わらず、次の場合においては本園が園児及び保護者の個人情報を提供することがあります。
 - ア) 本園の修了にあたり、小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、入学する小学校との間で必要な連絡調整を行うこと。
 - イ) 他の教育・保育施設へ転園する場合等、本園における教育・保育の修了に際して、他の教育・保育施設への円滑な移行・接続が図れるよう、必要な連絡調整を行うこと。
 - ウ) 緊急時において医療機関その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うこと。

1 8. 虐待防止のための措置

- (1) 本園は、園児の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講じます。
 - ア) 人権の擁護、虐待防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備。
 - イ) 教職員による園児に対する虐待等の行為の禁止。
 - ウ) 虐待防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。
 - エ) その他虐待防止のために必要な措置。
- (2) 本園は、保育中に養育者または本園の職員等による虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、子ども家庭支援センターや児童相談所等適切な機関に通告するものとします。

1 9. 賠償責任

本園は、保育に伴って本園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合は、法令の定めに従い、保護者に対してその損害を賠償します。

2 0. 相談・苦情対応

窓口を設置し、教育・保育に関する相談、事業全般に係る要望、苦情に対し、誠実かつ迅速に対

応じます。

2 1. 重要事項説明確認

入園の締結にあたり、保護者はその内容を確認し了承したものとします。